

# 松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画

“こどもいきいき 家族にここにこ

みんなが育つ まちづくり”

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

松 伏 町

## I. 計画策定の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等からなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

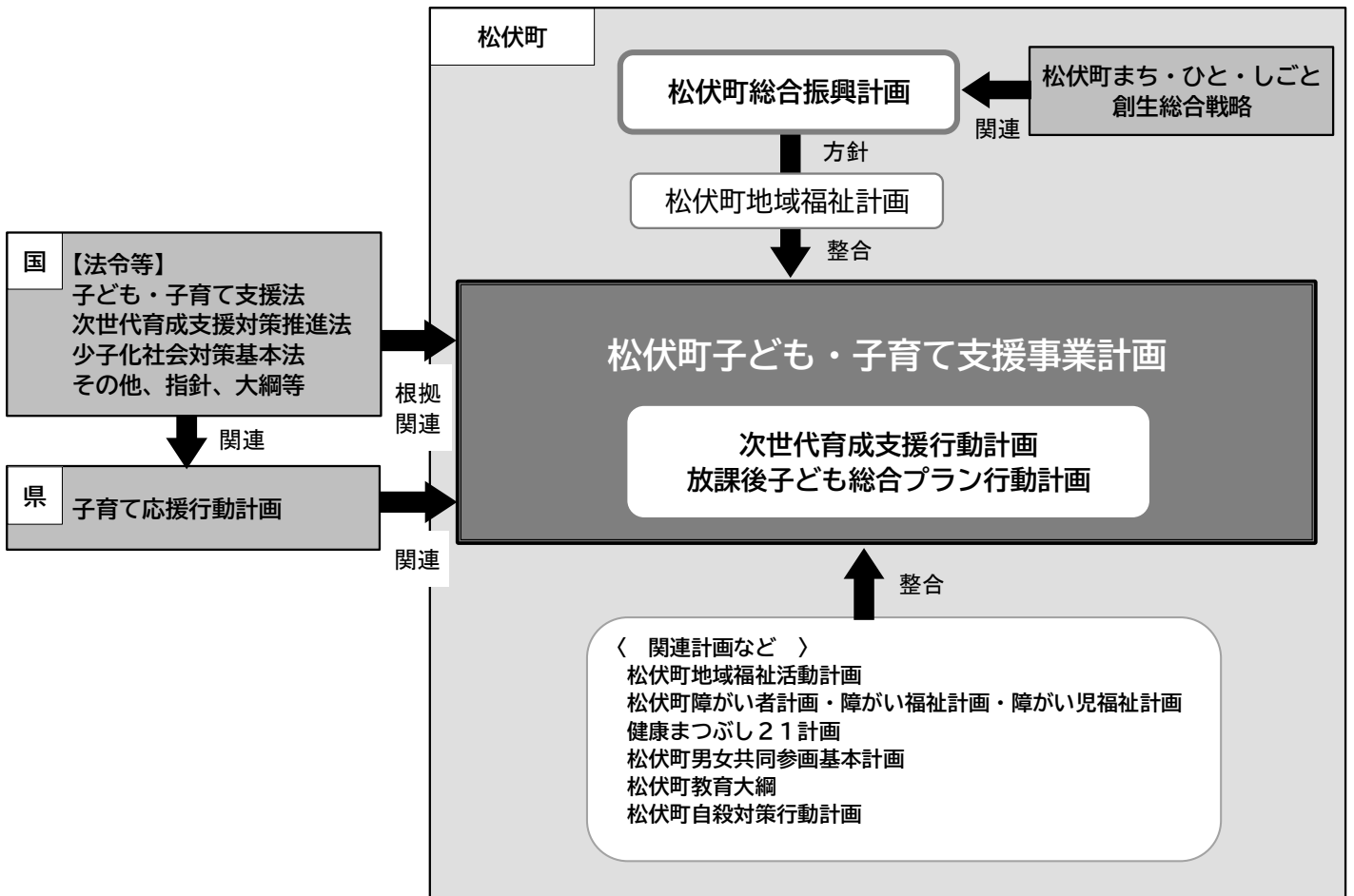
平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、本町においては、新制度の趣旨に則った「松伏町子ども・子育て支援事業計画、松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援施策を推進してきました。

この度、近年の子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針を踏まえ、本町のこどもたちの健全な成長のためのより良い環境が確保されるよう、新たな計画「松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## II. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。上位計画である松伏町総合振興計画及び松伏町地域福祉計画をはじめ、松伏町障がい者計画等の関連計画との調和を図ります。また、保育の受け皿の拡充と保育の質の確保を両輪とする子育て安心プランとの整合性の確保を図るとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援地域行動計画を統合して施策を継承します。

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。



年度	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
松伏町 総合振興計画	第5次計画 (平成26年度～令和5年度)				第6次計画 (令和6年度～令和15年度)					
松伏町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画 (令和2年度～令和6年度)				第3期計画 (令和7年度～令和11年度)					
					3期計画 策定					

### III. 計画の理念

---

松伏町第6次総合振興計画のまちづくりの目標（主要施策）の大綱1は子育て・教育の施策です。

#### 「未来を担う子どもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり」

を目標に、安心して子どもを産み育てられことができるよう、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

子どもに関する相談支援体制の充実や母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の負担の軽減を図り、子育て世代が安心して育児や教育ができる環境の整備に取り組んでいきます。また、地域で子育てに関する相互支援の輪を広げ、地域住民と行政が協力し合い、子育てを支援する仕組みづくりや、充実したこどもの居場所づくりに努めます。

本計画では、これまでの成果を継承し、引き続き基本理念を

#### 「こどもいきいき 家族にここにこ みんなが育つ まちづくり」

として、よりきめ細かくニーズに合った保育・子育て支援を実現できるよう、計画を推進していきます。

### IV. 計画の基本目標

---

本計画では、次の3つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

#### 基本目標 1

#### いきいきと子どもが生まれ育つまち（子育て家庭への支援）

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組むとともに、相談支援体制の充実、母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

#### 基本目標 2

#### にこにこ子どもを育てるまち（子育てを支える環境づくり）

子育て世代が安心して育児や教育ができる環境の整備に取り組んでいきます。

地域で子育てに関する相互支援の輪を広げ、地域住民と行政が協力し合う子育て支援の推進や、充実したこどもの居場所づくりに努めます。

#### 基本目標 3

#### みんなが子どもをつつむまち（特色ある学校教育の推進）

子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するとともに、郷土を誇りに思う心をはぐくみ、地域の特性を活かした特色ある教育や多様な体験機会などを提供します。

安心して学べる教育環境の充実を図る一方、地域との連携により、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる学校づくりを推進します。

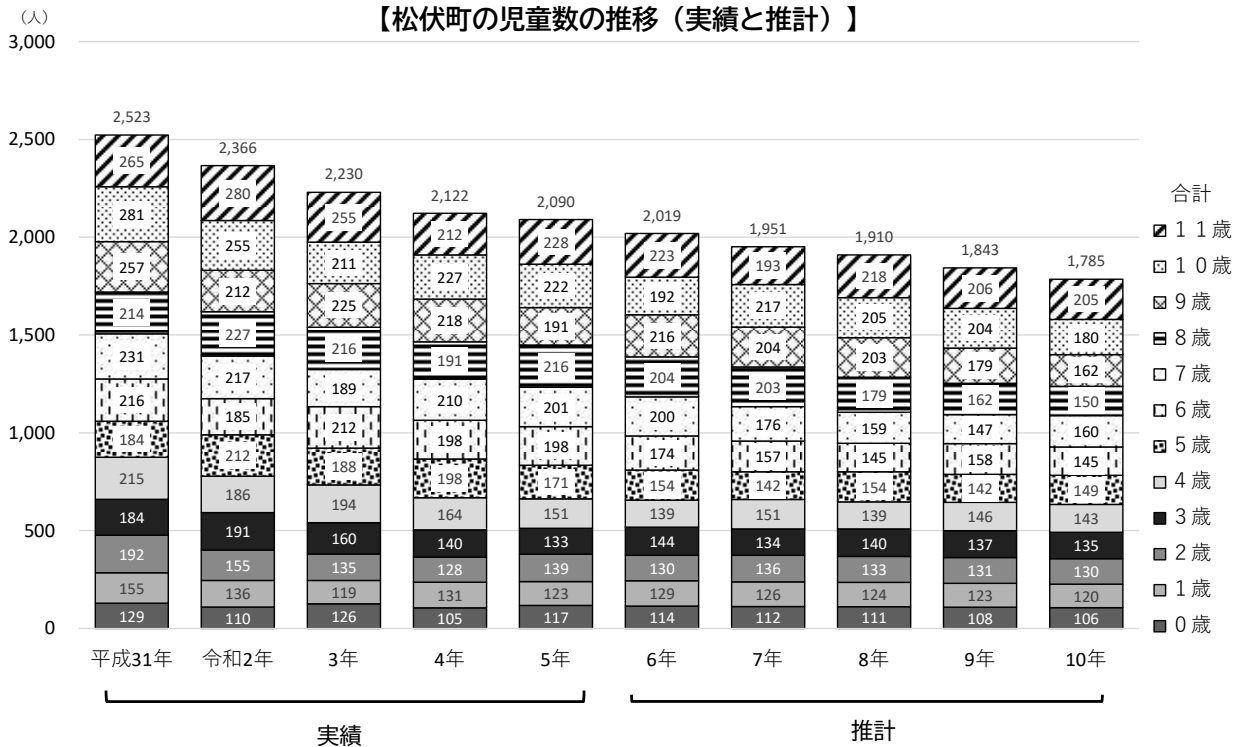
## V. 施策の体系

基本目標1 いきいきとこどもが生まれ育つまち（子育て家庭への支援）	
（1）子育て支援サービスと相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談支援体制の充実</li> <li>② 母子健康づくりの支援</li> <li>③ 保育サービスの充実</li> <li>④ 学童クラブの充実</li> </ul>
（2）子育て家庭の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保護者負担の軽減</li> <li>② ひとり親家庭への支援</li> </ul>
基本目標2 にこにことこどもを育てるまち（子育てを支える環境づくり）	
（1）幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者支援と地域連携</li> <li>② 事業計画の策定</li> </ul>
（2）地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相互援助活動の推進</li> <li>② 地域子育て支援センター事業の充実</li> <li>③ 障がい児支援施策の充実</li> </ul>
（3）子育て関連施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 困難な状況にあるこどもの支援</li> <li>② 地域の実情や課題に応じた少子化対策</li> </ul>
（4）青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 青少年活動への支援</li> <li>② 社会環境の浄化の促進</li> </ul>
基本目標3 みんながこどもをつつむまち（特色ある学校教育の推進）	
（1）「生きる力」をはぐくむ教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 確かな学力の育成</li> <li>② 豊かな人間性の育成</li> <li>③ 健やかな体の育成</li> <li>④ 社会変化に対応した教育の推進</li> <li>⑤ 個に応じた教育の推進</li> </ul>
（2）学習しやすい教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育相談体制の充実</li> <li>② 教職員の資質・能力の向上</li> <li>③ 教育環境の整備と充実</li> <li>④ 教育DXの推進</li> </ul>
（3）地域・家族との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校連携、小・中学校連携</li> <li>② 地域とともにある学校づくりの推進</li> </ul>

## VI. 松伏町の児童数と教育・保育の量の見込み

### 1 年齢別児童数の推計

松伏町の児童数は年々減少する傾向をたどっており、令和6年以降も減少が続くと予想されます。



資料：住民基本台帳実績は各年4月1日)

### 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

児童数の推計と「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（令和6年度）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込み・確保方策は次のとおりです。

#### ①0歳児（3号認定）の「量の見込みと確保方策」

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		18	18	18	19	19
確保方策	認定こども園	12	12	12	12	12
	保育所（園）	12	12	12	12	12
	合計	24	24	24	24	24

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

②1歳児（3号認定）の「量の見込みと確保方策」

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		57	58	60	61	62
確保方策	認定こども園	23	23	23	23	23
	保育所（園）	42	42	42	42	42
	合計	65	65	65	65	65

③2歳児（3号認定）の「量の見込みと確保方策」

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		58	56	54	51	49
確保方策	認定こども園	27	27	27	27	27
	保育所（園）	51	51	51	51	51
	合計	78	78	78	78	78

④3～5歳児（2号認定 ※教育ニーズ）の「量の見込みと確保方策」

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		26	22	18	13	9
確保方策	幼稚園及び 預かり保育	26	22	18	13	9
	合計	26	22	18	13	9

⑤3～5歳児（2号認定 ※保育ニーズ）の「量の見込みと確保方策」

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		210	202	194	186	179
確保方策	認定こども園	78	78	78	78	78
	保育所（園）	160	160	160	160	160
	合計	238	238	238	238	238

⑥3～5歳児（1号認定）の「量の見込みと確保方策」

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		190	171	152	134	115
確保方策	認定こども園	60	60	60	60	60
	幼稚園	350	350	350	350	350
	合計	410	410	410	410	410

## VII. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

こどもやその保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人回）	7,145	7,145	7,145	7,145	7,145
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るとともに、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（回）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策	【実施場所】 各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【検査項目】 県基準と同じ				

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人）	130	130	130	130	130
確保方策	【実施体制】 保健師・助産師 9人 【実施機関】 保健センター（こども家庭センター）				

### (5) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
養育支援訪問(人)	30	30	30	30	30
要保護児童(人)	8	8	8	8	8
確保方策	【実施体制】 保健師・助産師 9人 【実施機関】 すこやか子育て課・保健センター				

### (6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)の2事業から構成されます。

#### ア) 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人)	14	14	14	14	14
確保方策(人)	14	14	14	14	14

#### イ) 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、一時預かりを行う事業(幼稚園型を除く)に掲載しています。

### (7) 就学児に対する子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する方を会員(利用会員)として、当該援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人日)	40	40	40	40	40
確保方策(人日)	45	45	45	45	45

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれている。



### (8) 一時預かり事業

通院、私用等で保育が困難な場合に、一時的に保育を行う事業です。保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する方（利用会員）と援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

#### ■幼稚園の在園児対象

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の 見込み	1号認定 (人日)	197	195	193	191	189
	2号認定 (人日)	2,499	2,474	2,449	2,425	2,401
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型) (人日)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

#### ■幼稚園型を除く

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の 見込み (人日)		702	694	673	661	613
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く) (人日)	700	700	700	700	700
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業 を除く) (人日)	50	50	50	50	50
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (人日)	0	0	0	0	0

### (9) 延長保育事業

延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、保育認定を受けたことを対象に、11時間の開所時間（保育標準時間）前後の保育需要に対応します。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の 見込み (人)	61	60	59	58	57
確保 方策 (人)	61	60	59	58	57

### (10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、こどもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に一時的な保育をする事業です。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人日)		7	7	7	7	7
確保 方 策	病児保育事業(人日)	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) (人日)	10	10	10	10	10

### (11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(利用者数) (人)		292	289	286	283	280
	低学年(小学1~3年) (人)	208	206	204	202	200
	高学年(小学4~6年) (人)	84	83	82	81	80
確保方策(利用者数) (人)		355	355	355	355	355

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な方等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成することにより、これらの方の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべてのこどもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人)		21	21	21	21	21
確保方策(人)		50	50	50	50	50

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町においては、必要に応じて事業の実施について検討を行います。

#### (14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラーを含む）を対象として、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。令和8年度以降に実施予定です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（延べ利用人数）	—	75	75	75	75
確保方策	—	75	75	75	75

#### (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。令和8年度以降に実施予定です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	—	20	20	20	20
確保方策（人日）	—	20	20	20	20

#### (16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性が構築されるよう、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。令和8年度以降に実施予定です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	—	20	20	20	20
確保方策（人）	—	20	20	20	20

#### (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（面談実施合計回数）	450	450	450	450	450
確保方策	こども家庭センター面談回数	450	450	450	450
	上記以外面談回数	—	—	—	—
	合計面談回数	450	450	450	450

### (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児を月10時間まで時間単位で保育を行う事業です。令和8年度より実施予定です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）	-	120	120	120	120
確保方策（人日）	-	180	180	180	180

### (19) 産後ケア事業

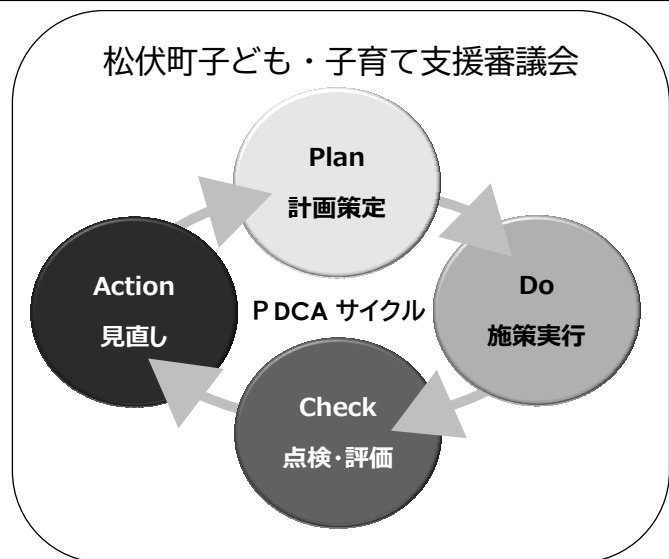
退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かな支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（延べ人数）	70	70	70	70	70
確保方策（延べ人数）	70	70	70	70	70

## VIII. 計画推進体制

松伏町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は、計画策定・推進管理会議で関係各課に情報共有され、審議会において計画達成状況の管理を行います。

審議会による計画達成状況の管理はPDCAサイクルに則って行い、継続的な改善に取り組みながら施策の実効性を高めます。



### 松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画

“こどもいきいき 家族にこにこ みんなが育つ まちづくり”

令和7年3月

発行 松伏町  
〒343-0192 埼玉県北葛飾松伏町大字松伏2424番地

URL <https://www.town.matsubushi.lg.jp>

編集 松伏町すこやか子育て課

電話 048-991-1876（直通）